

松戸市除染実施計画  
《第 1 版》

平成 24 年 3 月

松戸市

## 目次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針 .....	1
1-1 基本方針について .....	1
1-2 計画目標について .....	2
1-3 対象を測定する高さについて .....	4
2. 除染計画の対象となる区域.....	5
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	9
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用 上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置 .....	10
4-1 除染等の措置について .....	10
4-2 除染等の措置にあたっての留意点.....	12
4-3 平成23年度の当市における除染等の措置等の実施一覧 .....	13
5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期.....	15
6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び管理に関 する事項 .....	16
6-1 方針.....	16
6-2 仮置場設置に関する措置 .....	16
6-3 講ずべき除染土壌等の運搬の措置.....	16
7. 費用負担について .....	17
8. 計画の管理について .....	17
8-1 管理体制について.....	17
8-2 進捗状況に関する情報提供について .....	17
8-3 計画の見直しについて.....	17
9. その他.....	17

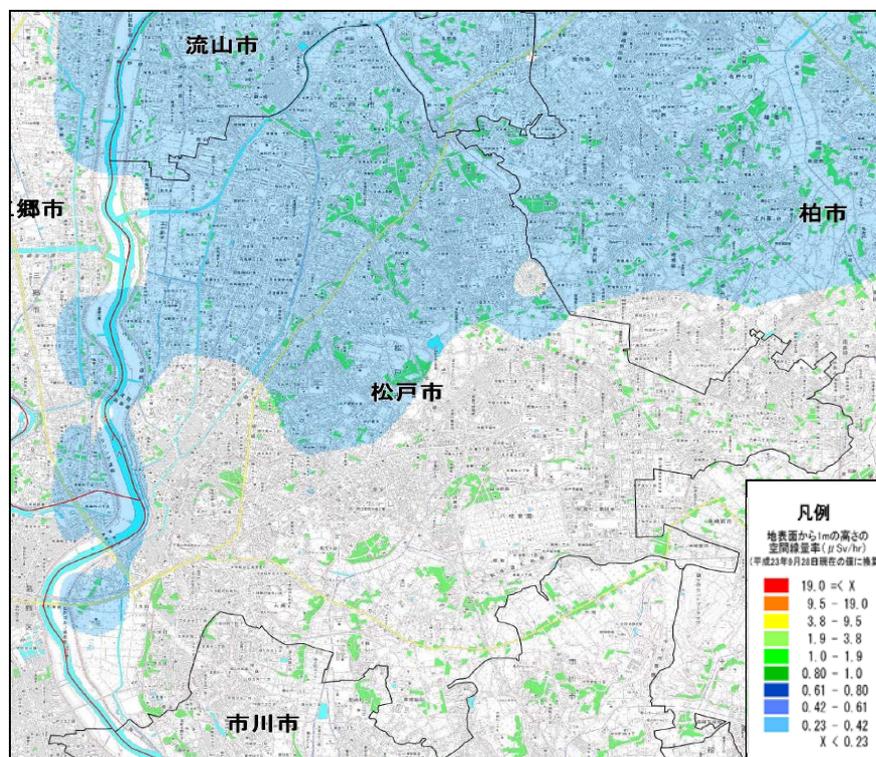
## 1. 除染等の措置等の実施に関する方針

### 1-1 基本方針について

松戸市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れにより汚染されている状況があったため、平成23年5月23日から他市に先駆け、とりわけ放射線の影響を受けやすい子どもの生活空間（保育所、学校、公園等）の空間放射線量の測定を開始し、その後、本市独自の「放射線被ばく線量低減のための松戸市としての指標」を策定し、様々な被ばく線量低減対策を行っています。平成24年1月1日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「特別措置法」という。）が完全施行されたことを受け、同法に基づき施設利用の形態に応じて段階的な除染により一層取り組むとともに、これまでに本市が掲げた、子どもたちの健康の維持と安全・安心を最優先とした考え方を継続し、最終的な除染目標については、主な生活空間の平均的な空間放射線量が毎時  $0.23\mu\text{Sv}$  (マイクロシーベルト)未満になることを目指します。

なお、除染の効果、進捗を踏まえ、「松戸市除染実施計画」（以下、「本計画」という。）の内容、期間等は適宜見直しを行います。

#### ◆空間放射線量マップ



※ 文部科学省航空機モニタリング

## 1-2 計画目標について

### (1) 目標

計画全体の期間は、平成23年5月より平成27年3月末を目標とし、主な生活空間における平均的な空間放射線量を、地表面から100cmの高さ（幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学生以下の子どもが多く利用する場所については、地表面から50cmの高さ）で毎時0.23 $\mu$ Sv(マイクロシーベルト)未満になることを目標とします。

### (2) 市の独自目標

#### ①子ども関係施設及び学校施設（小学校）について

子どもに配慮して、市内全域の子ども関係施設及び学校施設（小学校）について、平均的な空間放射線量だけを指標とするのではなく、敷地内全ての空間放射線量が地表面から50cmの高さで毎時0.23 $\mu$ Sv(マイクロシーベルト)未満になることを、本市独自の目標とします。

#### ②子どものいる住宅について

子ども関係施設及び学校施設（小学校）と同じ考えに基づき、市内全域の子どものいる住宅について、地表面から50cmの高さで毎時0.23 $\mu$ Sv(マイクロシーベルト)未満になることを本市独自の目標とします。

#### ③砂場について

砂場は空間ではなく砂に直接ふれる所であり、より地面に近い高さでの測定が必要であるため、市内全域の砂場について、地表面から5cmの高さで毎時0.23 $\mu$ Sv(マイクロシーベルト)未満になることを、本市独自の目標とします。

また、子ども関係施設及び学校施設において除染等の措置に取り組むにあたり、自然要因等による空間放射線量を継続的に監視し、基準を超えた場合は、原則として本市が繰り返し除染を行います。

なお、本市では既に除染作業を実施している子ども関係施設、学校施設があり、除染スケジュールについては、表の通りとします。

◆除染スケジュール

番号	対象施設	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
1	子ども関係施設 (保育所(園)、幼稚園、公園、放課後児童クラブ、こどもの遊び場、スポーツ施設) 学校施設(小学校)	詳細測定・除染の実施 (H24年8月末目標)			
2	学校施設 (中学校、高等学校(※))	詳細測定・除染の実施 (H24年8月末目標)			
3	子どものいる住宅		詳細測定・除染の実施 (H25年3月末目標)		
4	上記以外の市有施設 (市庁舎、支所、市民センター、図書館等)		詳細測定・除染の実施 (H25年3月末を努力目標)	☆進捗状況により、適宜見直しを図ります。	
5	1～4以外(※)		詳細測定・除染の実施 (H25年3月末を努力目標)		

※国、県、独立行政法人及び国立大学法人の各所有施設における具体的に除染する場所や除染の方法等は、各実施主体と協議の上、判断します。

### 1-3 調査測定等をする場合の測定する高さについて

調査測定や除染を行う際に、空間放射線量を評価する高さの基準については、以下のとおりです。

#### ◆測定高基準

対象施設	高さ	備考
子ども関係施設 保育所（園）、幼稚園、公園（樹林地等を除く）、放 課後児童クラブ、こどもの遊び場、スポーツ施設 学校施設（小学校） 子どものいる住宅（※1）	地表面から 50cm	砂場のみ地表 面から 5cm （※2）
上記以外	地表面から 100cm	

※1 子どものいる住宅については、子ども関係施設及び学校施設（小学校）と同じ考えに基づき、本市の基準として 50cm とします。

※2 砂場については、空間ではなく砂に直接接触れる所であり、より地面に近い高さでの測定が必要であるため、本市の基準として 5cm とします。

## 2. 除染計画の対象となる区域

本計画の対象となる範囲は、本市全域とします。

ただし、除染対象とする区域及び場所は、平成23年9月29日に文部科学省より発表された航空機モニタリング調査結果により地表面から1メートルの高さで毎時0.23 $\mu$ Sv(マイクロシーベルト)以上の大字毎に設定した除染実施区域及び、それ以外の区域で市が平成23年5月25日から平成23年11月15日までに実施(田中新田のみ平成24年2月実施)した調査測定(調査測定の詳細については、別添資料参照)の結果、その区域の平均的な空間放射線量が毎時0.23 $\mu$ Sv(マイクロシーベルト)以上となり、除染実施区域に設定された地域や施設、並びに、平均的な空間放射線量は0.23 $\mu$ Sv(マイクロシーベルト)未満だが、市独自に除染が必要と判断する子どもが長時間生活する場所とします。

### ◆除染実施区域一覧

(単位:  $\mu$ Sv/h)

字	地域	平均空間線量	空間線量の範囲	除染実施区域
松戸	松戸	0.283	0.188~0.448	○
小山	小山	0.248	0.146~0.292	○
吉井町	吉井町他4字	0.289	0.228~0.340	○
竹ヶ花				
本町				
小根本 根本				
二十世紀が丘柿の木町	二十世紀が丘柿の木町他6字	0.264	0.195~0.360	○
二十世紀が丘萩町				
二十世紀が丘美野里町				
二十世紀が丘中松町				
二十世紀が丘丸山町				
二十世紀が丘戸山町 二十世紀が丘梨元町				
上矢切	上矢切他1字	0.278	0.246~0.309	○
中矢切				
下矢切	下矢切他1字	0.235	0.190~0.287	○
栗山				
三矢小台	三矢小台	0.254	0.156~0.319	○
上本郷	上本郷	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
北松戸	北松戸	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
緑ヶ丘	緑ヶ丘他3字	0.295	0.198~0.408	○
南花島				
胡録台				
野菊野				

(単位:  $\mu$  Sv/h)

字	地域	平均空間線量	空間線量の範囲	除染実施区域
松戸新田	松戸新田	0.234	0.122~0.314	○
仲井町	仲井町	0.252	0.158~0.353	○
稔台	稔台	0.275	0.230~0.325	○
岩瀬	岩瀬	0.278	0.186~0.457	○
樋野口	樋野口	0.312	0.266~0.353	○
古ヶ崎	古ヶ崎	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
栄町	栄町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
栄町西	栄町西	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
紙敷	紙敷他1字	0.251	0.199~0.296	○
串崎南町				
和名ヶ谷	和名ヶ谷	0.245	0.204~0.280	○
大橋	大橋	0.267	0.233~0.318	○
秋山	秋山	0.216	0.141~0.277	
高塚新田	高塚新田	0.201	0.116~0.253	
河原塚	河原塚	0.224	0.162~0.274	
田中新田	田中新田	0.172	0.125~0.207	
馬橋	馬橋	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
中根	中根	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
新作	新作	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
三ヶ月	三ヶ月	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
幸谷	幸谷	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
七右衛門新田	七右衛門新田	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
主水新田	主水新田	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
中根長津町	中根長津町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
西馬橋蔵元町	西馬橋蔵元町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
西馬橋幸町	西馬橋幸町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
西馬橋広手町	西馬橋広手町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
西馬橋相川町	西馬橋相川町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
旭町	旭町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
西馬橋	西馬橋	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
常盤平	常盤平	0.265	0.120~0.361	○
常盤平西窪町	常盤平西窪町他4字	0.231	0.128~0.300	○
常盤平双葉町				
常盤平柳町				
常盤平陣屋前				
常盤平松葉町				
金ヶ作	金ヶ作	0.272	0.193~0.384	○
日暮	日暮	0.258	0.140~0.312	○
千駄堀	千駄堀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
中和倉	中和倉	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
栗ヶ沢	栗ヶ沢	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
小金原	小金原	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
牧の原	牧の原	0.236	0.180~0.298	○

(単位:  $\mu$  Sv/h)

字	地域	平均空間線量	空間線量の範囲	除染実施区域
八ヶ崎緑町	八ヶ崎緑町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
八ヶ崎	八ヶ崎	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
松飛台	松飛台他2字	0.211	0.157～0.270	
五香六実				
串崎新田				
六高台	六高台他3字	0.260	0.196～0.309	○
六高台西				
高柳新田				
高柳				
六実	六実	0.211	0.152～0.244	
五香	五香他1字	0.221	0.179～0.258	
五香南				
五香西	五香西	0.209	0.068～0.266	
小金	小金	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
小金清志町	小金清志町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
小金きよしヶ丘	小金きよしヶ丘	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
小金上総町	小金上総町	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
二ツ木	二ツ木	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
大谷口	大谷口	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
平賀	平賀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
殿平賀	殿平賀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
東平賀	東平賀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
久保平賀	久保平賀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
根木内	根木内	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
横須賀	横須賀	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
中金杉	中金杉	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
新松戸南	新松戸南	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
新松戸北	新松戸北	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
幸田	幸田	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
大金平	大金平	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
新松戸	新松戸	※航空機モニタリングにより0.23以上		○
新松戸東	新松戸東	※航空機モニタリングにより0.23以上		○

◆施設単位で設定する除染実施区域について

除染実施区域とならなかった地域内で、地表面から 50cm（中学校については 100cm）の高さで毎時 0.23  $\mu$  Sv(マイクロシーベルト)以上である以下の子ども関係施設等については、施設単位で除染実施区域に設定する。なお、市の独自目標にあるとおり、市内全域の子ども関係施設等について、除染実施区域の設定に関わらず、除染を進めてまいります。

(単位：  $\mu$  Sv/h)

施設名	測定日	測定地点数	空間線量
六実第二小	1/16	5	0.244
秋山公園	3/15	5	0.242
初富飛地緑地	10/31	4	0.264
***中学校	1/23	5	0.241
五香西町こどもの遊び場	3/8	5	0.233
梨香台スポーツ広場	2/2	6	0.282

※上記表には、民間施設も含んでいるため、一部の施設名を明記しておりません。

### 3. 除染等の措置等の実施主体及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染等の措置は、次の施設区分により実施主体を以下のとおりとします。ただし、地域の実情に合わせ、所有者や町会・自治会等の団体の協力を得ながら除染を実施していきます。

#### ◆除染実施主体一覧

施設区分	実施主体（協力者）
公立学校・市立保育所、公園、公共施設 （市・県・国所有施設）	市・県・国のそれぞれの管理者
私立学校、私立幼稚園、民間保育園	市（施設管理者）※
国有地・地方公共団体（都道府県及び本市以外の市町村）が管理する土地	国・地方公共団体（都道府県及び本市以外の市町村）それぞれの管理者
独立行政法人	独立行政法人
国立大学法人	国立大学法人
民有地（民家、商業施設、工場等）	市（所有者）
民有地（農地）	市

※平成23年度のみ、実施主体は「市又は施設管理者」

なお、除染実施にあたっての優先順位については、これまでに本市が掲げた子どもたちの健康と安全・安心を最優先とした考え方にに基づき主に子ども関連の施設を優先します。

子ども関連の施設以外については、空間放射線量の高い地域（毎時0.23 $\mu$ Sv超）に重点を置きながら、以下の事項を総合的に考慮し、優先順位を設定します。

- ・ 子どもの生活環境の有無
- ・ 利用者の多い施設の有無
- ・ 空間線量率の高低
- ・ 住宅地や人の集まる地区など

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

4-1 除染等の措置について

除染計画の対象区域内では、「除染関係ガイドライン（平成23年12月 第1版）（以下、除染関係ガイドラインという。）」に従い、次の除染対象施設ごとに応じた除染を行います。また、除染にあたっては、作業前に当該敷地内の空間放射線量の測定を行い、放射線マップを作成し除染範囲・作業内容を選定した上で、必要な措置を行います。また、事前測定の結果、施設の状況によっては、作業自体の実施・不実施、作業内容が異なります。

なお、作業後においては、同一位置で空間線量を測定し、除染の効果を確認します。

◆除染作業一覧

対象施設	除染作業内容
学校、保育所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>●校庭、園庭等の表土の除去と客土、土壤の天地返し、圧密による現状回復</li> <li>●玄関等舗装部分の清掃、ブラシ洗浄</li> <li>●側溝、排水桝、雨どい等の清掃、洗浄、汚泥の除去、</li> <li>●落葉の除去、除草、枝葉の剪定</li> </ul>
公園（樹林地等を除く）、こどもの遊び場 スポーツ施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>●表土の除去と客土、土壤の天地返し、圧密による現状回復</li> <li>●舗装部分の清掃、ブラシ洗浄</li> <li>●側溝、排水桝、雨どい等の清掃、洗浄、汚泥の除去、</li> <li>●落葉の除去、除草、枝葉の剪定、幹の洗浄</li> <li>●芝生の深刈り</li> <li>●芝生等の張替え</li> <li>○池の汚泥除去</li> </ul>
公共施設、商業施設、 工場、集合住宅等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玄関や駐車場、屋上、壁面の清掃、拭取り</li> <li>●側溝等の清掃、汚泥の除去</li> <li>●側溝、排水桝、雨どい等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>●落葉の除去、除草、枝葉の剪定</li> <li>○表土の除去と客土、土壤の天地返し、圧密による原状回復</li> </ul>

戸建住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>●壁面の清掃、拭取り</li> <li>●雨どい、側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>●除草、落葉の除去、枝葉の剪定</li> <li>○表土の除去と客土、土壌の天地返し</li> <li>○舗装部分の清掃、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> </ul>
農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水路の清掃、汚泥の除去</li> <li>●反転耕、深耕・土面の踏圧、砕土、均平化</li> <li>●除草</li> <li>○落葉等の除去</li> <li>○古くなった樹皮の削り取り</li> </ul>

○印は、市独自項目

なお、表にない施設及び作業内容については、国と協議の上、決定する。

#### 4-2 除染等の措置にあたっての留意点

除染等の措置について、以下の点に特に留意し、進めてまいります。

- (1) 飛散・流出防止や悪臭・騒音・振動の防止等の措置をとり、除去土壌等の量の記録をする等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置をとるものとします。
- (2) 除染によって空間放射線量を効果的に低減させるためには、空間放射線量への寄与の大きい比較的高い濃度で汚染された場所を詳細測定により特定するとともに、汚染の特徴に応じた適切な方法で除染します。
- (3) 除去土壌等がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分すること、また、可能な限り除去土壌と廃棄物（落葉等の除去物）も区分します。
- (4) 除染によって発生する除去土壌等を少なくするよう努めます。特に、表土の削り取り等による除染を行う場合、重機の使用が可能であれば、放射性セシウムを含む上層の土と、放射性セシウムを含まない下層の土を入れ替えることによる土地表面を被覆する方法によって、除去土壌等が発生しないように努めます。

#### 4-3 平成23年度の本市における除染等の措置等の実施一覧

本市が管理している施設について、平成23年度に実施した除染等の措置等は以下の通りです。

##### (1) 市立保育所

所庭の空間放射線量の測定した上で、高さ50cm（砂場は5cm）で毎時0.23 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）を超える箇所について、砂場の砂の入れ替えや、表土除去等の除染を実施し、汚染土壌等は所庭内に埋設保管や現場保管しています。

##### (2) 公立小学校

校庭の空間放射線量の測定した上で、高さ50cm（砂場は5cm）で毎時0.23 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）を超える箇所について、砂場の砂の入れ替えや、放射性物質を含む上層の土と放射性物質を含まない下層の土を入れ替える天地返しを実施しました。

##### (3) 公立中学校

校庭の空間放射線量の測定した上で、高さ100cm（砂場は5cm）で毎時0.23 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）を超える箇所について、砂場の砂の入れ替えや、放射性物質を含む上層の土と放射性物質を含まない下層の土を入れ替える天地返しを実施しました。

##### (4) 公立高等学校

校庭の空間放射線量の測定した上で、高さ100cmで毎時0.23 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）を超える箇所について、放射性物質を含む上層の土と放射性物質を含まない下層の土を入れ替える天地返しを実施しました。

##### (5) 公園

園内の空間放射線量の測定した上で、高さ50cm（砂場は5cm）で毎時0.23 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）を超える箇所について、砂場の砂の入れ替えや、表土除去等の除染を実施し、汚染土壌等は園内に埋設保管しています。

##### (6) 21世紀の森と広場

園内の空間放射線量の測定した上で、高さ50cmで毎時0.23 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）を超える箇所の一部について、芝生の深刈りやコンクリート平板舗装部の高圧洗浄等の措置を実施し、汚染土壌等は集積し園内に現場保管しています。

(7) ユーカリ交通公園

園内の空間放射線量の測定した上で、高さ 50 cm で毎時  $0.23 \mu\text{Sv}$  (マイクロシーベルト) を超える箇所について、表土除去等の除染及び除染中の休園の措置を実施し、汚染土壌等は園内に埋設保管しています。

(8) こどもの遊び場

こどもの遊び場内の空間放射線量の測定した上で、高さ 50 cm (砂場は 5 cm) で毎時  $0.23 \mu\text{Sv}$  (マイクロシーベルト) を超える箇所について、砂場の砂の入れ替えや、表土除去等の除染を実施し、放射性物質を含む上層の土と放射性物質を含まない下層の土を入れ替える天地返しを実施しました。

(9) スポーツ施設

場内の空間放射線量の測定した上で、高さ 50 cm (砂場は 5 cm) で毎時  $0.23 \mu\text{Sv}$  (マイクロシーベルト) を超える箇所について、砂場の砂の入れ替えや、表土除去等の除染を実施し、汚染土壌等は場内に現場保管しています。

## 5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

本市は、子どもたちの健康の維持と安全・安心の確保を最優先として、除染実施の計画期間は以下の期間を設定し、取り組めます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は除染の計画、スケジュールを見直します。

### ◆除染実施期間

No.	対象施設	開始時期	目標
1	公立学校（大学除く）・保育所（園）・幼稚園等	平成 23 年 7 月	平成 24 年 8 月末日
2	スポーツ施設・公園等	平成 23 年 12 月	平成 24 年 8 月末日
3	子どものいる住宅	平成 24 年 4 月	平成 25 年 3 月末
4	その他市有施設	平成 24 年 4 月	平成 25 年 3 月末 【努力目標】
5	1～4 以外（※）	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月末 【努力目標】

※国、県、独立行政法人及び国立大学法人の各所有施設における具体的に除染する場所や除染の方法等は、各実施主体と協議の上、判断します。

## 6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び管理に関する事項

### 6-1 方針

除染に伴い発生する土壌等については、原則として除染関係ガイドラインに沿って除染対象敷地（施設）内において適切に管理（埋設保管等）とすることを基本とします。

なお、除染に伴い発生した汚染土壌等や指定廃棄物に該当する除去物について、除染対象敷地が狭所や周囲が舗装などで埋設できる場所がないなど明らかに現場保管が困難と市が判断した場合は、今後市が確保する一時仮置場、仮置場に搬入することとします。

※除染に伴い発生した廃棄物について、廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えるものは、特別措置法に基づく指定廃棄物の申請をいたします。申請により指定を受けた廃棄物は、国が処理することとなります。

### 6-2 仮置場設置に関する措置

除去土壌等の仮置場については、現状では確保できていない状況です。適切な場所についてはできる限り早急に設置することを目指します。

まず、一時仮置場（1年程度保管）については、平成24年3月を目途に確保を目指し、その後、仮置場（3年～5年程度保管）については、平成25年3月を目途に確保を目指します。なお、保管方法については、除染関係ガイドラインに沿って、保管することとします。

### 6-3 講ずべき除去土壌等の運搬の措置

除染土壌等については、現地で保管するのが基本としますが、現地外の仮置場等に運び出す際は、人の健康や生活環境に被害を及ぼさないよう注意をします。

なお、除染関係ガイドラインに沿って、作業することとし、安全対策に十分努めることとします。

## 7. 費用負担について

特別措置法に基づいて実施する除染等の措置等に係る費用については、国費で行うものとします。また、それ以外の費用についても、原因者負担の原則から、東京電力株式会社等に請求いたします。

## 8. 計画の管理について

### 8-1 管理体制について

本計画の推進、進捗状況の把握は、松戸市放射能対策協議会の環境放射線低減対策会議で行います。

### 8-2 進捗状況に関する情報提供について

本計画に基づく放射線量の測定結果や除染等作業の実施状況については、広報まつど、松戸市ホームページ等により、随時公表いたします。

### 8-3 計画の見直しについて

本計画は、特別措置法における基本的な考え方を踏まえ、除染の進捗状況や効果、除染方法の技術開発や国の方針等により、適宜、見直しを行っていきます。

## 9 その他

今後、本市としては、松戸市放射能対策協議会の各対策会議である、健康管理、食品、焼却灰等各会議で対応しているものについて、本実施計画を含めた「松戸市放射能総合計画」を策定します。